

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 2 回総会資料



日 時：令和 8 年 5 月 19 日(火) 書面開催

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会第 2 回総会資料

次第

1 報 告

- (1) 実行委員会第 1 回総会以降の準備経過の報告 「資料 1」

2 議 事

- (1) 第 1 号議案 委員の交代について 「資料 2」
- (2) 第 2 号議案 令和 7 年度決算（案）について 「資料 3」
- (3) 第 3 号議案 令和 8 年度事業計画（案）について 「資料 4」
- (4) 第 4 号議案 令和 8 年度予算（案）について 「資料 5」
- (5) 第 5 号議案 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会
アイスホッケー競技会実施要項（案）について 「資料 6」

【参考資料】

- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会会則

* 議案への諾否や御意見について、5 月 25 日(月)までに回答書により御返信ください。

実行委員会第 1 回総会以降の準備経過の報告

1 第 1 回常任委員会議事（令和 7 年 11 月 18 日 書面開催）

- (1) 会期及び会場の選定について
- (2) 大会愛称、スローガン及びマスコットの選定について
- (3) 開催 1 年前広報の実施について
- (4) 宿泊・輸送等の委託業者の選定方針について

2 令和 7（2025）年度第 3 回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会における承認事項

次のとおり、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会第 1 回常任委員会（書面開催）における決定事項について、令和 7 年 12 月 11 日に開催された標記会議に議案として提出し、承認されました。

(1) 会期及び会場の選定について

- ア 会期 令和 9 年 1 月 31 日（日）～ 2 月 4 日（木） 5 日間
※開始式：1 月 31 日（日） 表彰式：2 月 4 日（木）
※令和 9 年 1 月 29 日（金）、1 月 30 日（土）は公式事前練習

イ 会場

KOSE 新横浜スケートセンター（横浜市港北区新横浜 2-11）
横浜銀行アイスアリーナ（横浜市神奈川区広台太田町 1-1）

(2) 大会愛称、スローガン及びマスコットの選定について

ア 愛称

「かなよこ冬の国スポ 2027」

イ スローガン

「君には見えるか！？時速 150km の氷球！！」

ウ マスコット

神奈川県 P R キャラクター かながわキンタロウ



3 第2回常任委員会議事（令和8年2月10日 書面開催）

- (1) 宿泊・弁当調達・選手等輸送及び防具運搬業務委託に関する委託事業者及び宿泊料金、昼食（弁当）料金（案）について
- (2) 大会日程（使用会場）の変更（案）について
- (3) 中央競技役員数及び同所要経費基準（案）について

4 令和7（2025）年度第4回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会における承認事項

次のとおり、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会第2回常任委員会（書面開催）における決定事項について、令和8年3月3日に開催された標記会議に議案として提出し、承認されました。

- (1) 宿泊料金及び昼食料金（弁当）について

ア 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金	
		1泊2食	素泊まり
営業施設	税抜	10,000円～21,500円	8,000円～20,000円
	税込	11,000円～23,650円	8,800円～22,000円

イ 昼食料金（弁当）

区分	消費税	料金	備考
昼食	税抜	1,600円以内	お茶を含む
	税込	1,728円以内	

※ お弁当は軽減税率（8％）の対象
 なお、宿泊料金の見直しが必要となったため、今後変更予定です。

- (2) 中央競技役員数及び同所要経費基準について

ア 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
アイスホッケー競技会	42

イ 所要経費支給基準

(ア) 交通費

- a 運賃は、各競技役員の居住地最寄駅から、会場地間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。
- b 急行・特急料金及び航空運賃は「神奈川県職員等の旅費に関する条例」の例による。

(イ) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿泊費 (1泊2食)	第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会宿泊要項に定める料金 × 宿泊日数 (競技役員業務従事日数 + 1 日)
諸費	2, 2 0 0 円 × (宿泊日数 + 1 日)

- (注) 1 支給期間は、原則として競技日数に1日を加えた日数を上限とする。
- 2 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

5 第3回常任委員会議事（令和8年5月19日 書面開催）

- (1) 宿泊・弁当調達・選手等輸送及び防具運搬業務委託に関する宿泊料金（案）について
- (2) 競技施設計画（案）について
- (3) 大会・競技会役員編成基準（案）について
- (4) ポスター図案について（※）
- (5) 招待者の範囲（案）について
- (6) 神奈川県及び横浜市の業務分担・経費負担区分基本原則（案）について

※ポスター図案については別紙のとおり

6 その他報告事項

- (1) 宿泊・弁当調達・選手等輸送及び防具運搬業務委託
令和8年1月28日に委託事業者選定会議を実施し、「株式会社 JTB」を最も優れた提案をした者（「選考（案）」）とした。
- (2) 広報業務委託
令和8年3月23日に委託事業者選定会議を実施し、「TOPPAN 株式会社」を最も優れた提案をした者（「選考（案）」）とした。

別紙

(第3回常任委員会 第4号議案)

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
公式ポスター図案

JAPAN GAMES

氷上の熱い戦い、
みんなで応援して盛り上げよう!

冬の国スポ2027
* KANAGAWA YOKOHAMA *

君には見えるか!?
毎時150kmの氷球!!

第81回 国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会
2027年1月31日(日)～2月4日(木) 入場無料
[会場] KOSÉ新横浜スケートセンター 横浜銀行アイスアリーナ

主催：公益財団法人日本スポーツ協会 / 文部科学省 / 神奈川県 / 公益財団法人日本アイスホッケー連盟 / 横浜市
第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会
実行委員会事務局
(神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ)
TEL.045-285-0797

お問い合わせ

国スポチャンネル
冬季大会の競技で
ライブ配信
見逃し配信も完全無料です
視聴いただけます
国スポチャンネル
QRコード
国スポチャンネル
QRコード

第 1 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会役員（案）

	氏 名	所属（役職）	実行委員会における役職
1	黒岩 祐治	神奈川県知事	会長
2	山中 竹春	横浜市長	副会長
3	長田 進治	神奈川県議会議長	副会長
4	平田 良徳	神奈川県副知事	副会長
5	花田 忠雄	神奈川県教育委員会教育長	副会長
6	小林 幸彦	神奈川県警察本部警備部長	副会長
7	岡田 伸浩	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 会長	副会長
8	山口 宏	公益財団法人横浜市スポーツ協会会長	副会長
9	藤木 幸太	神奈川県アイスホッケー連盟会長	副会長
10	水谷 俊輔	神奈川県スポーツ担当局長	常任委員（委員長）
11	篠田 寛	神奈川県教育局長	常任委員
12	足立 哲郎	横浜市にぎわいスポーツ文化局長	常任委員
13	田中 不二夫	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 専務理事	常任委員
14	雨宮 勝	公益財団法人横浜市スポーツ協会 副会長兼専務理事	常任委員
15	中島 透	神奈川県アイスホッケー連盟理事長	常任委員
16	小松 誉	神奈川県高等学校体育連盟会長	常任委員
17	三浦 浩幸	KOSÉ 新横浜スケートセンター スケート営業チーフマネージャー	常任委員
18	永嶺 隆司	横浜銀行アイスアリーナ スケートリンク事業部長	常任委員
19	田名部 高雄	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 事務局長	監事
20	安藤 信二	神奈川県中学校体育連盟 理事長	監事

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
令和7年度収支決算書

Ⅰ 収入の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	
1 神奈川県負担金	100,000	15,385	△84,615	
合 計	100,000	A 15,385	△84,615	

Ⅱ 支出の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	
1 企画総務費	100,000	15,385	△84,615	
会議費	20,000	-	△20,000	
広報費	80,000	15,385	△64,615	プロポーザル審査会審査委員謝金
合 計	100,000	B 15,385	△84,615	

※ A 収入決算額 15,385 — B 支出決算額 15,385 = 0

監 査 報 告

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会に係る令和 7 年度の証拠書類及び出納事務の執行について監査したところ、いずれも適正に処理されたことを認めます。

令和 8 年 7 月 22 日

監 事 安藤 信二 

監 事 田名都 高雄 

第 3 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 令和 8 年度事業計画（案）

年	月	日	事業	備考
令和 8 年	5	中旬	実行委員会第 2 回総会 実行委員会第 3 回常任委員会	予算・事業計画 各実施要項・式典次第・大会役員編成基準・配布物
	6	2	日本スポーツ協会 第 1 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
	7	下旬	実行委員会第 4 回常任委員会	各種業者の選定及び報告
	8	20	日本スポーツ協会 第 2 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
	10	中旬	第 1 回報道委員会	報道規程等作成
	11	中旬	実行委員会第 5 回常任委員会	大会役員・競技役員・補助員等の決定及び委嘱等
	12	10	日本スポーツ協会 第 3 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
		下旬	第 2 回報道委員会	取材協定等作成
令和 9 年	1	8	組み合わせ抽選会	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
		中旬	全国代表者会議、全国報道員会議	
		30	監督会議	1 月 29 日～30 日公式練習
		31	開始式・アイスホッケー競技会・表彰式	
	2	4		
	3	2	日本スポーツ協会 第 4 回国民スポーツ大会委員会	各種報告
		下旬	実行委員会第 3 回総会（解散総会）	大会報告書の作成、監査・決算報告

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
令和8年度予算(案)

収入金額 102,826,000 円

支出金額 102,826,000 円

【収入】 (単位:千円)

款	項	目	節	予 算 額	摘 要
1.	実行委員会費			102,826	
	1.	実行委員会費		102,826	
		1.	助成金	98,326	
			1. 神奈川県負担金	28,293	
			2. 横浜市負担金	14,000	
			3. その他	56,033	
			1. 文部科学省補助金	7,033	
			2. (公財)日本スポーツ協会交付金	15,000	
			3. (独)日本スポーツ振興センター助成金	30,000	
			4. 日本アイスホッケー連盟負担金	3,000	
			5. (公財)ミズノスポーツ振興財団助成金	1,000	
		2.	その他	4,500	
			1. 協賛金	4,500	
			収 入 合 計	102,826	

【支出】 (単位:千円)

款	項	目	節	予 算 額	摘 要
1.	実行委員会費			102,826	
	1.	企画総務費		40,326	
		1.	会議費	369	実行委員会等会議開催経費(会場使用料・旅費等)
		2.	事務局費	12,187	事務局運営経費(消耗品費・通信運搬費等)
		3.	式典費	576	開始式、表彰式運営経費(会場装飾費)
		4.	広報費	27,194	ポスター・チラシ等作成費、国スポch費、駅ポスター掲出費等
	2.	競技会運営費		62,500	
		1.	競技運営費	28,893	競技運営等に要する経費
		2.	会場費	31,489	会場設営等に要する経費
		3.	保健医療費	1,600	救護等に要する経費
		4.	会議費	178	全国代表者会議等の開催に要する経費
		5.	通信運搬費	340	電話代、通信費等
			支 出 合 計	102,826	



第81回国民スポーツ大会冬季大会

アイスホッケー競技会

実 施 要 項（案）



公益財団法人日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
神 奈 川 県
公益財団法人日本アイスホッケー連盟
横 浜 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	競技実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	23
3	式典次第	25
4	宿泊要項	27
5	輸送交通要項	32
6	医療救護要項	34
7	国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程	35
8	国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程	36
9	関係団体事務局一覧	37

< 1 競技会日程と会場 >

【正式競技：アイスホッケー】

会場 地	式典・競技	日程（2027 年）					会場 所在地
		1 月	2 月				
		31 日 （日）	1 日 （月）	2 日 （火）	3 日 （水）	4 日 （木）	
横浜 市	開始式	午前 ○					KOSÉ 新横浜スケートセンター 横浜市港北区新横浜 2－11
	表彰式					午後 ○	KOSÉ 新横浜スケートセンター 横浜市港北区新横浜 2－11
	アイスホッケー （成年・少年）	○	○	○	○	○	KOSÉ 新横浜スケートセンター 横浜市港北区新横浜 2－11
		○	○	○	○		横浜銀行アイスアリーナ 横浜市神奈川区広台太田町 1－1

【全国会議】

全国代表者会議	書面開催	・ 会議資料を事前送付 ・ 質問は、メールで受け付け ・ 回答は、大会ホームページに掲載
全国報道員会議		

< 2 競技実施要項 >

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

神奈川県での第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会開催により、神奈川からアイスホッケーをきっかけとしたスポーツの魅力を「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の視点から発信し、スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、誰もがスポーツに親しめる社会の実現を目指す。

1 期日

2027 年 1 月 31 日（日）から 2 月 4 日（木）まで（5 日間）

種別	1 月 31 日 （日）	2 月 1 日 （月）	2 月 2 日 （火）	2 月 3 日 （水）	2 月 4 日 （木）
成年 男子	1 回戦	2 回戦	準々決勝	準決勝	決勝
				順位決定戦	3 位決定戦
少年 男子		1 回戦	準々決勝 順位決定戦	準決勝	決勝
				順位決定戦	3 位決定戦

2 会場

会場地	競技会場	住所
横浜市	KOSÉ 新横浜スケートセンター	横浜市港北区新横浜 2-11
	横浜銀行アイスアリーナ	横浜市神奈川区広台太田町 1-1

3 種別及び参加人員

種別	監督	選手	参加都道府県数	小計	合計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1 位から 8 位までを決定する。
- (3) 5 位から 8 位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 試合前の練習は、試合開始 25 分前から 10 分間とし、競技時間は、1 試合を第 1、第 2、第 3 ピリオドの 3 回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。

成年 1 回戦、2 回戦、準々決勝及び順位決定戦並びに少年 1 回戦、準々決勝及び順位決定戦は各ピ

リオド正味15分とする（以下、「正味15分の試合」という。）。また、成年・少年ともに準決勝、3位決定戦及び決勝は、各ピリオド正味20分とする（以下、「正味20分の試合」という。）。インターバルは全ての試合10分とする。

- (5) 第3ピリオド終了時に同点の場合は、正味15分の試合は、ただちに3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。正味20分の試合は、3分間の休憩の後、5分間のサドンデス方式による「3 on 3方式」の延長ピリオドを行う。なお、決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 全ての試合において、10点差以上の得点差がついた時点で、次のフェイスオフ以降のゲームタイムは、ランニングタイムとする。
- ア 点差が縮まった場合でも、継続する。
- イ 次の場合は、時計を止めるものとする。
- (ア) 得点時一旦止めるが、レフェリーがオフィシャルに報告にきた時点で、直ちにスタートする。
- (イ) 反則発生時一旦止める。次のフェイスオフでスタートする。
- (ウ) 選手が負傷し交代に時間を要する場合やチームからの質問などで時間を要する場合などは、レフェリーの指示で時計を止める。次のフェイスオフでスタートする。
- ウ 反則時間終了時にプレーが止まっていたら、その選手は次のフェイスオフでパックがドロップされるまでペナルティーベンチから出られない。
- (7) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック	都道府県名	成年	少年
北海道	北海道	1	1
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・山梨	4	3
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	神奈川	1	1
計		26	13

6 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

7 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第 81 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(イ) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）

(ロ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「10 参加申込方法、交代」で定めた本戦参加申込締切時【2027 年 1 月 7 日（木）】に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ハ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ハ) b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第 79 回又は第 80 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 79 回又は第 80 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。
- (エ) 2026－2027 シーズンアジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (オ) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。

ケ 上記のほか、監督については、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の

資格を有すること。なお、2026 年 10 月 1 日時点及び大会参加時において資格が有効であり、かつ有効期限が 2027 年 3 月 31 日以降であること。また、監督が不在の場合選手は参加することができない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ) 勤務地

(エ) 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、原則として 2026 年 4 月 30 日から 10 月 31 日まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記 4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記 6「令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記 4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

d 別記 6「令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

選手の年齢基準については、以下を原則とする。

ア 成年種別に参加する者は、2008 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。

イ 少年種別に参加する者は、2008 年 4 月 2 日から 2011 年 4 月 1 日に生まれた者とする。

ウ 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025 年 4 月 1 日を基準とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

＜別記1 【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】＞

- 1 成年種別に出場する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

＜別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】＞

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

＜別記 3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】＞

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項〔国民スポーツ大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の 2～4 の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第 1 項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第 2 項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第 1 項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注]本特例第 1 項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

＜別記４【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】＞

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を以下のとおり定める。

１ 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第 25 回オリンピック冬季競技大会(2026 年・ミラノ)に参加した者。
- (2) 2026 年 10 月 31 日時点で、以下のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位 10 位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

２ 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 原則として当該大会開催年 4 月 30 日から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の 4 月 30 日から 10 月 31 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

＜別記 5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】＞

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県
の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026 年 4 月 30 日以前から競技会終了時（2027 年 2 月 4 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 79 回または第 80 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が 2026 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明

書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 81 回大会に参加した者が、第 82 回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例>

○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011 年度から 2012 年度（小学校は 2015 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

＜別記 6【令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】＞

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の 4 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 令和 6 年 1 月 1 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の 4 月 30 日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。なお、この場合、第 78 回又は第 79 回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 令和 6 年 1 月 1 日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の 4 月 30 日以降の場合は、

移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例>

○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

8 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯 対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

(4) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

9 表彰

(1) 総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(2) 総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別の第1位から第8位までに賞状を授与する。賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

10 参加申込方法、交代

(1) 都道府県のスポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第81回国民スポーツ大会会長宛に申込むものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日は、2027年1月7日（木）とする。

(4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項23ページ）にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

イ 第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局

[注]日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

- (6) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
- (7) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
- (8) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
- (9) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は7(1)に掲げる監督要件を有する者に限る。

11 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項23ページ)を用いるものとする。

12 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000 円

[注]地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2027年1月14日(木)

イ 納入先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729 公益財団法人日本スポーツ協会

13 宿泊申込

大会参加者は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申込むものとする。

14 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「10 参加申込方法、交代」に定める方法により行う。

15 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2028 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「10 参加申込方法、交代」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

16 AD カードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

17 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 2027 年 1 月 7 日 (木) までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データを CD で郵送又は E メールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 2 丁目 14

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局

E-mail: kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp

- (4) 監督以外にベンチに入ることができるコーチ等チームスタッフは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め 6 人以内とする。
- (5) J. I. H. F. 2021～2022 発第 312 号〔通知〕に基づき、プレイヤーは、ユニフォームにタイダウンストラップを備え付けること。
- (6) J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、1974 年 12 月 31 日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外のマウスガードを着用すること。
- (7) 少年に参加するプレイヤーは、J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。

18 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、実行委員会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対

応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

19 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として、次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

20 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

21 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア 日時 2027年1月8日（金）14:00～

イ 場所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ 電話 03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

(2) 監督会議

ア 日時 2027年1月30日（土）15:00～

イ 場所 障害者スポーツセンター 横浜ラポール 大会議室

ウ 電話 045-475-2001

21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 参加選手・監督【 交代(変更)届 ・ 棄権届 】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は「棄権届」のいずれかを○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（症状：	）
2. 怪我のため	
3. その他（	）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	(西暦) 年 月 日 生 (歳)	
氏 名				
連絡先 (TEL) ※1		連絡先 (メール) ※1		
所属区分※2		所属の所在地※3		
プログラム掲載用所属				
第 79 回大会参加 都道府県名		第 80 回大会参加 都道府県名	例外適用 ※4	
中央競技団体の 有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等		
その他の必要事項（身長、体重、記録等）				
JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資格名 登録番号	有効 期限	年	月

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第 81 回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと）

少年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地 エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地）

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回(第 81 回大会)と第 80 回大会(不出場の場合は第 79 回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

(1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年) 5. JOC エリートアカデミー(少年) 6. 東日本大震災に係る特例措置 7. 令和 6 年能登半島地震に係る特例措置)

年 月 日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟会長（代表者） 殿
第 81 回国民スポーツ大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

スポーツ協会

会長（代表者）

協会・連盟

会長（代表者）

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める方法により提出すること。
- (2) 添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属する都道府県連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※ 1）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※ 2）、当該開催県実行委員会（※ 3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記 3 に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 公益財団法人日本アイスホッケー連盟への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後 2 週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 公益財団法人日本アイスホッケー連盟は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県スポーツ協会は、棄権届（写し）及び棄権届提出一覧
- ※ 1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、公益財団法人日本アイスホッケー連盟に通知する。
- ※ 2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に公益財団法人日本アイスホッケー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県スポーツ協会に通知する。
- ※ 3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

< 3 式典次第 >

【第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

開 始 式

期日 2027 年 1 月 31 日（日）

場所 KOSÉ 新横浜スケートセンター

	次第	時刻
1	開場	9:00
2	役員・選手団集合	9:15
3	オープニング	9:30
4	選手団入場（参加都道府県選手団紹介）	9:33
5	開式通告	9:43
6	競技会開始宣言	9:44
7	国旗儀礼	9:47
8	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	9:48
9	大会会長トロフィー返還	9:50
10	日本スポーツ協会あいさつ	9:51
11	スポーツ庁あいさつ	9:53
12	日本アイスホッケー連盟あいさつ	9:55
13	歓迎の言葉	9:57
14	選手代表宣誓	10:01
15	閉式通告	10:04
16	アトラクション	10:05
17	役員・選手団解散	10:15

【第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期日 2027 年 2 月 4 日（木）

場所 KOSÉ 新横浜スケートセンター

	次第	時刻
1	開場	19:00
2	役員・選手団集合完了	19:15
3	開式通告	19:30
4	成績発表	19:31
5	アイスホッケー競技会表彰状 授与	19:41
6	アイスホッケー競技会大会会長トロフィー 授与	19:45
7	中央競技団体あいさつ	19:49
8	会場地あいさつ	19:51
9	国旗儀礼	19:54
10	競技会終了宣言	19:56
11	閉式通告	19:57
12	役員・選手団解散	19:58

< 4 宿泊要項 >

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、新横浜駅周辺を基本とし、かつ、大会運営に係る競技会役員及び競技役員（審判員等）とは別の宿泊施設にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊朝食、少年チームは1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金の範囲内とする。

区分	消費税	宿泊料金		
		1泊2食	1泊朝食	素泊まり
営業 宿泊 施設	税抜	10,000円～24,500円	8,000円～21,500円	7,000円～20,500円
	10%	11,000円～26,950円	8,800円～23,650円	7,700円～22,550円

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時前までに申し出た場合に限る。

ただし、競技の進行状況によりやむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から3,000円を引いた額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から1,000円を引いた額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	8,000円～21,500円	7,000円～22,500円
	10%	8,800円～23,650円	7,700円～24,805円

(5) 休憩料金

入宿日の15 時以前及び出発日の10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎の負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料

は次のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊日の11日前まで	無料	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊日の10日前から 6日前まで	宿泊料の20%	
宿泊日の5日前から 前日まで	宿泊料の30%	
宿泊日の当日	宿泊料の100%	

※1 宿泊期間において、全部及び一部の宿泊日を取り消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記に基づく取消料がかかる。

※2 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年1月29日（金）15時から2027年2月5日（金）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（仮称。以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。
- (5) 選手・監督について、競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない配宿を可能な限り行うため、勝ち残り数のみの宿泊確保を行う。なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっては、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者（特に選手）に提供する食事は、安全・安心かつ選手等が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮する。また、食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを使用する。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。
なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金	備考
昼食	税抜	1,600円以内	お茶を含む
	8 %	1,728円以内	

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎等の指示に従い、客室または指定された場所に保管するものとする。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

< 5 輸送交通要項 >

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。ただし、神奈川県道路事情及び鉄道交通網の整備状況を考慮し、一般観覧者の輸送対策は原則として行なわない。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。ただし、自動車での大会参加は神奈川県道路事情等を考慮し、原則として認めないものとする。やむを得ず自動車を利用する場合は、実行委員会にその理由を申し出るものとする。

イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、原則として公共交通機関及び計画輸送とし、実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、原則として公共交通機関及び計画輸送とし、実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

また、選手等の防具に関しては、宿舎等からの距離に応じて輸送トラックによる運搬を実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

原則として、公共交通機関の利用により行う。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 交通安全対策

実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等はもと

より、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、実行委員会が別に定める。

＜ 6 医療救護要項＞

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。

ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。

オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品の配備等

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 宿舎における医療救護

ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

＜ 7 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程＞

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

＜ 8 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程＞

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

（1）責任をもって保管する。

（2）破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

（3）優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

（4）公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

< 9 関係団体事務局一覧表 >

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会 国スポ推進部国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人 神奈川県スポーツ協会	〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1	045-311-0653
		045-311-0637
神奈川県アイスホッケー連盟	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11 スケートショップ ウエスト 内	045-471-1408 TEL/FAX共通
第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会実行委員会 事務局	231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル10階 神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 内	045-285-0797
		045-662-5557

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 実行委員会は、その事務所を神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

(目的)

第 3 条 実行委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を神奈川県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 式典の企画及び運営に関すること。
- (4) 宿泊及び保健医療に関すること。
- (5) 競技運営に関すること。
- (6) 輸送交通及び警備防災に関すること。
- (7) 広報及び報道に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関すること。

第 2 章 組織

(構成・役員)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事（以下「役員」という。）は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 神奈川県及び横浜市の役職員
- (2) 関係競技団体その他の関係機関・団体の役職員
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に関係のある者

(役員の職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第 10 条第 7 項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第 7 条 役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとする。ただし、役員が異動等の事由によりその役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前 2 項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した役員がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関する事。

(2) 会則の制定及び改廃に関する事。

(3) 事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事。

(6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、会長及び役員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）

この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、第4項に掲げる事項について、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、常任委員の中から会長が指名する。委員長は常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、常任委員の中から委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

5 常任委員会は、委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 総会から委任された事項に関する事。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

8 前条第5項乃至第7項の規定は、常任委員会において準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会において準用する。

第5章 事務局等

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大会パートナー)

第13条 実行委員会に、大会パートナーを置くことができる。

2 大会パートナーは、会長が委嘱する。

3 大会パートナーは、第10条第7項に基づき審議し決定しようとする事項に関して、その企画に参画し、又は意見を述べるものとする。

第6章 財務及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第17条 会長が代表者を務める団体を相手方として行う契約の締結その他の民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用がある行為は、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを行う。

2 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

3 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問合せその他の事務については、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課が引き継ぐ。

附 則

1 この会則は、令和7年8月19日から施行する。

2 実行委員会の令和7年度における会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和8年3月31日までとする。